



兵庫県立むこがわ特別支援学校

P T A 規 約



〒663-8001

西宮市田近野町10-45

兵庫県立むこがわ特別支援学校

TEL 0798-61-3630

FAX 0798-53-1070

目 次

P T A 規約	1
P T A 細則	4
P T A 個人情報取扱規則	5
P T A 組織図	8

兵庫県立むこがわ特別支援学校PTA規約

【名称及び事務局】

第1条 本会は兵庫県立むこがわ特別支援学校PTAと称し、事務局を兵庫県立むこがわ特別支援学校内におく。

【目的および活動】

第2条 本会は、児童生徒の心身を健やかに育み、個を重んじ、共に高め合う豊かな学びの推進をねらいとする。

第3条 本会は、会員相互の親睦と理解を深めながら、次の目的を遂行するための活動を行う。

- 1 児童生徒の障害に応じた健康と福祉の増進に関すること
- 2 学校教育の環境、設備を充実し改善に努めること
- 3 会員相互の親睦並びに研修、教養の向上に関するこ
- 4 家庭教育の振興と充実に関するこ
- 5 社会参加に向けた取り組みに関するこ
- 6 その他必要と思われる活動

【会員】

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童生徒の保護者
- 2 本校に勤務する教職員

【会計】

第5条 本会の経費は、会費およびその他の収入でまかなう。

第6条 会費は、毎月一定の金額を納めるものとする。

その金額は毎年定期総会において決定する。

また月に一日でも在籍した場合、その月分は徴収する。

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【役員および任務】

第8条 本会には、次の役員をおく。

- 1 名誉会長 学校長
- 2 会長 保護者1名
- 3 副会長 保護者2名
- 4 書記 保護者2名
- 5 会計 保護者1名

上記、保護者を本部役員とする

第9条 役員の選出にあたっては、総会の承認を得て決定する。

全保護者を対象に、立候補、推薦により候補を募る。

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する
- 3 書記はすべての活動状況を記録する
- 4 会計は会運営上の会計事務を適正に処理する。また、会計監査委員の監査を受け、会員に報告する

第11条 役員の任期は1年とし定期総会での承認後に始まり、翌年の定期総会に終わる。ただし、再任は妨げない。

【会計監査委員】

第12条 本会に会計監査委員をおく。

- 1 会計監査委員 保護者2名
- 2 会計監査委員は役員を兼任できない
- 3 会計監査委員は本会の会計が適正に処理されていることを監査し、次年度の総会に報告する

第13条 会計監査委員の選出にあたっては、総会の承認を得て決定する。

会務内容の理解が必要なため、本部会計経験者または、本部役員経験者が望ましい。

第14条 会計監査委員の任期は役員の任期に準ずるものとする。ただし、再任は妨げない。

【会議】

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

1 定期総会

- (1)全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とする
- (2)開催は学校連絡ツール(配信アプリ)で行う。会員の過半数以上の期日内回答をもって成立し、決議は回答者の過半数の同意を必要とする
- (3)定期総会は、次の事項を審議決定する
 - ・前年度の活動報告および、会計・会計監査報告
 - ・新年度の活動計画および新年度予算、会費の審議ならびに承認
 - ・新年度の役員、会計監査委員の承認
 - ・規約の改正の有無
- (4)臨時総会は、会員の過半数以上の要求があった場合、または会長が必要と認めたとき開催することができる。開催方法は定期総会に準じる

2 本部会

- (1)本部役員をもって構成する
- (2)必要に応じて会長が招集し、重要案件を審議し、定期総会に提出する原案を作成する

3 会計監査委員会

- (1)会計監査委員をもって構成する
- (2)年2回開き、会計監査を行う

4 予算審議会

- (1)本部役員をもって構成する
- (2)新年度総会開催までに、新年度活動案、予算案、会費について審議する
- (3)年度予算を調整し流動的に運用するため予備費を設ける。設定金額は予算審議会において決定する

【その他】

第16条 本会の規約は、総会において過半数により改正することができる。

第17条 本会は、旅費に関する規定を細則によって定める。

第18条 本会は、弔事に関する規定を細則によって定める。

【施行期日】 令和4年5月19日

【附則】 この規約は、令和4年5月19日より実施する

【改正】 令和6年5月16日

兵庫県立むこがわ特別支援学校PTA細則

【PTA 表簿】

表簿の種類

- (1) PTA規約、細則、個人情報取扱規則(保存期間 永年)
- (2) PTA役員、委員名簿(保存期間 永年)
- (3) 会計出納帳および会計予算ならびに決算についての帳簿(保存期間 5年)
- (4) 本部会に関する記録(保存期間 5年)

【費用】

1 交通費等の旅費支給対象

- (1) 公式に出張した場合における交通費等について規定する。
- (2) 目的地または、会場までの交通費（往復）は原則、公共交通機関の実費料金とする。
ただし、やむを得ず他の手段で移動した場合も、その実費とする。

2 運営費・活動費の支給対象

- (1) PTA運営やPTA活動における費用について規定する
- (2) 組織を維持し、運営するための費用（運営費）、活動するための費用（活動費）に区分し、支出の目的や用途を明確にする。
- (3) その他、本部会で必要と認められた場合、審議のうえ適正に運用する。

【弔事】

1 児童、保護者（会員）、教職員（会員）に不幸が生じた場合は、ご遺族の意向に添い次のとおり弔慰を表す。

- (1) 児童生徒が死亡した時 お香典 10,000 円、供花及び弔電
- (2) 保護者（会員）が死亡した時 お香典 10,000 円、弔電
- (3) 教職員（会員）が死亡した時 お香典 10,000 円、弔電

2 その他、特別に必要と思われる場合は協議のうえ、適宜の処置をはかることができる。

【施行期日】 令和4年5月19日

【附則】 この規約は、令和4年5月19日より実施する

【改正】 令和6年5月16日

兵庫県立むこがわ特別支援学校PTA個人情報取扱規則

【目的】

第1条 兵庫県立むこがわ特別支援学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

【責務】

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

【管理者】

第3条 本会における個人情報の管理者は、本会の会長とする。

【取扱者】

第4条 本会における個人情報の取扱者は、本会の役員とする。

【秘密保持義務】

第5条 個人情報の管理・取扱者は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

【収集方法】

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

【利用】

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 役員・会計監査委員名表の作成
- 2 PTA活動における人材の選出等
- 3 会費の管理等、会の運営に際して必要と思われる時

【利用目的による制限】

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

【管理・保管】

- 第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- 1 不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。
 - 2 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
 - 3 個人情報は管理者の許可なく持ち出してはならない。

【安全対策】

- 第10条 個人情報への不正アクセス、個人情報の滅失、毀損、改ざんおよび漏洩等のリスクに対して、適切な予防措置を講ずることにより、個人情報の管理において安全性、正確性の確保を図る。また、万が一、問題が発生した場合には、被害の最小限化に努めるとともに、速やかに是正措置を実施する。

【第三者への提供の制限】

- 第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - 3 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

【第三者への提供に係る記録の作成】

- 第12条 個人情報を第三者（第11条1から4の場合および県、市役所を除く）に提供したときは次の項目について記録を作成し、保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 提供する対象者の氏名
 - 3 提供する情報の項目
 - 4 対象者の同意を得ている旨

【第三者から提供を受ける際の確認】

- 第13条 第三者（第11条1から4を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 第三者が個人情報を取得した経緯
 - 3 提供を受ける対象者の氏名
 - 4 提供を受ける情報の項目

5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

【情報開示等】

第14条 本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

【研修】

第15条 本会はPTA役員に対して、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、定期的に研修を実施する機会を設ける。

【その他】

第16条 「兵庫県立むこがわ特別支援学校PTA 個人情報取扱規則」は定期総会において改正することができる。

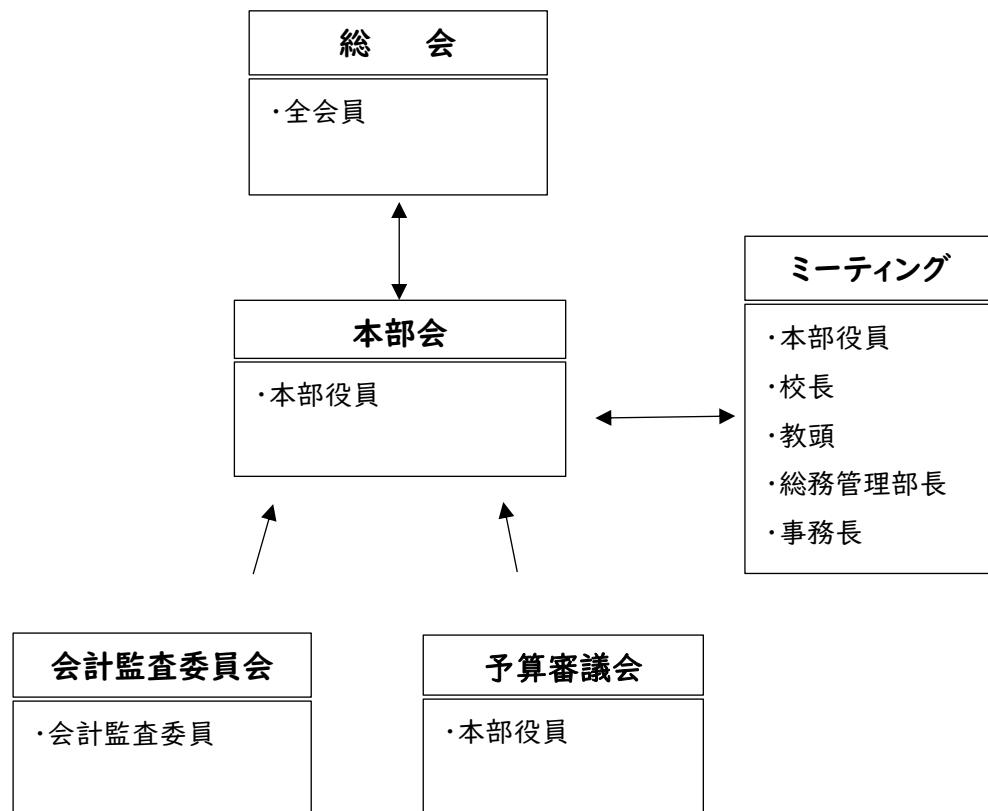
【施行期日】令和4年5月19日

【附則】この規約は、令和4年5月19日より実施する

【改正】令和6年5月16日

兵庫県立むこがわ特別支援学校PTA 組織図

【会議における組織図】



【改正】令和6年5月16日

【関連諸団体】

- ・全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会(全知P)
- ・近畿特別支援学校知的障害教育校PTA連合協議会(近知P)
- ・兵庫県特別支援学校知的障害教育校PTA連絡協議会(県知P)
- ・兵庫県立特別支援学校PTA連合協議会(県特P)



兵庫県立むこがわ特別支援学校PTA

令和6年5月発行